

船員法施行規則の一部を改正する省令について(報告)

1. 背景

国土交通省全体で事務の合理化を推進するため、「国土交通省事務の棚卸し計画」(平成25年6月)が国土交通省業務改善推進本部にて決定されたところです。

この事務効率化の一環として、船員法関係事務では、船員法(昭和22年法律第100号)第72条に基づく「労働時間特例船の指定」について、現在、地方運輸局及び本省海事局が申請書類を重複して審査しているものを、今後、審査事務を地方運輸局に委譲するものとします。

2. 改正概要

船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)の一部改正(平成26年4月施行予定)により、労働時間特例船の指定について、「国土交通大臣」から「所轄地方運輸局長」に改める等の所要の改正をするものとします。

3. 適切な運用

労働時間特例船の指定に当たっては、詳細な資料の提出及び十分なヒアリングを行う等の厳格な審査を行うとともに、運航労務監理官による監査等の事後チェックにより、適切な運用を図るものとします。

(参考)労働時間特例船の指定状況

通常労働時間規制によることが著しく不相当であり、次の①～⑤に合致する船舶を指定しているところです。

指定船舶数:543隻(平成26年2月21日現在)

- ① 定期・短距離航路に就航する入出港が頻繁なもの(湾内の観光船及び貨物船等):172隻
- ② ①の船舶であって、離島航路事業に従事するもの等(離島航路に就く小型船等):37隻
- ③ 食堂、娯楽施設等を有し、旅客接遇業務に相当数の船員に従事するもの(レストラン船等):0隻
- ④ 海底の掘削に従事するもの(海底掘削船):1隻
- ⑤ 船員の日毎の業務に著しい繁閑の差が生じることが多いもの(業務繁閑船):333隻